

◎岡山県告示第二百五十九号

平成二十年岡山県告示第四百四十五号（図書の制作又は販売を行う者の組織する団体の指定等）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

「一 団体の名称

を

一般社団法人日本映像倫理審査機構」

「二 団体の名称

に、

一般社団法人日本コンテンツ審査センター」

「次の例により、図書の包装の表面にシールをはること。



を

備考

「

次の1、2又は3の例により、図書の包装の表面に印刷し、又はシールを貼ること。

1



2



3

に改める。
備考



◎岡山県告示第二百六十号

岡山県希少野生動植物保護条例（平成十五年岡山県条例第六十四号）第八条第八項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物の指定を解除する。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定希少野生動植物の名称

動物	区分
フサヒゲルリカミキリ	指定希少野生動植物の名称

◎岡山県告示第二百六十一号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第二項の規定により、調理師試験の実施に関する事務の全部を次のとおり同項に規定する指定試験機関に行わせることとした。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定試験機関の名称

公益社団法人調理技術技能センター

二 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び調理師試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番五号JACCビル

三 調理師試験の実施に関する事務を行わせることとした年月日

平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第二百六十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 朝日加入区

〔二五二〕平成二十九年度の岡山県農林水産総合センター農業高等学校（以下「農業大学校」という。）の学生を次のとおり募集する。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 募集課程及び募集人員

園芸課程（果樹コース・野菜コース・花きコース）及び畜産課程（和牛コース）の両課程で三十五名

推薦入学人員は、二十名程度とし、各コース十名以内を原則とする。

二 受験資格

1 推薦入学・一般入学共通

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成二十九年三月卒業見込みの者を含む。）又は通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む、平成二十九年三月修了見込みの者を含む。）
- (2) 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者
- (3) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

2 推薦入学

次の要件を全て満たす者

- (1) 県内での就農意欲が高く、本県農業の担い手となる意思が強い者
- (2) 学業成績が優秀で、先進的農業を実践するにふさわしい者
- (3) 農業大学校を専願する者

3 一般入学（前期・後期）

県内で農業を実践するにふさわしい者

三 入学志願手続

1 推薦入学

(1) 受付期間 平成二十八年八月二十四日(水曜日)から同年九月七日(水曜日)まで。
なお、郵便又は信書便による送付(以下「郵送等」という。)の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

(2) 提出書類

ア 入学願書(所定の用紙)

イ 履歴書(所定の用紙)

ウ 最終学校の調査書(当該学校長が作成したもの)

エ 身体検査書(所定の用紙。平成二十九年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については、不要)

オ 志望動機及び将来計画書(所定の用紙)

カ 写真 二枚(うち一枚をイの履歴書に貼り付けること。)(出願前三月以内に撮影した正面上半身無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの)

キ 推薦書(所定の用紙)

(ア) 高等学校又は中等教育学校の在校生については、その在籍する学校の校長の推薦書

(イ) その他の者については、出身の高等学校若しくは中等教育学校の校長又は出身地(両親又は本人の現住所)若しくは就農予定地を所轄する市町村長、農業協同組合若しくは広域農業普及指導センター所長若しくは農業普及指導センター所長のいずれかの推薦書

ク 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きし、及び三百九十二円分の切手を貼った返信用封筒(長形三号)

(3) 提出先

農業大学校

(〒七〇一―二二二三 赤磐市東窪田一五七)

2 一般入学前期

(1) 受付期間 平成二十八年十月十二日(水曜日)から同月二十六日(水曜日)まで。なお、郵送等の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

(2) 提出書類

ア 入学願書(所定の用紙)

イ 履歴書（所定の用紙）

ウ 最終学校の調査書（当該学校長が作成したもの）

エ 身体検査書（所定の用紙。平成二十九年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者については不要）

オ 志望動機及び将来計画書（所定の用紙）

カ 写真 二枚（うち一枚をイの履歴書に貼り付けること。）（出願前三月以内に撮影した正面上半身無帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもの）

キ 宛名を明記し、「簡易書留」と朱書きし、及び三百九十二円分の切手を貼った返信用封筒（長形三号）

(3) 提出先 1 (3)に同じ。

3 一般入学後期

(1) 受付期間 平成二十九年一月四日（水曜日）から同月十一日（水曜日）まで。
なお、郵送等の場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

(2) 提出書類 2 (2)に同じ。

(3) 提出先 1 (3)に同じ。

(4) 推薦入学試験及び一般入学前期試験の合格状況によっては実施しないことがある。

四 入学試験

1 推薦入学

(1) 試験期日

平成二十八年九月二十四日（土曜日）午前十時から午後四時三十分まで

(2) 試験場所

農業大学校

(3) 試験科目

筆記試験及び面接

(4) 筆記試験科目

必須科目 小論文

選択科目 数学Ⅰ、生物基礎又は農業と環境の中から一科目（いずれも基礎的な学力を問うものであり、各科目共通した計算問題を含む。）

2 一般入学前期

(1) 試験期日

平成二十八年十一月九日（水曜日）午前九時三十分から午後四時三十分まで

(2) 試験場所

農業大学校

(3) 試験科目

筆記試験及び面接

(4) 筆記試験科目

必須科目 国語総合（現代文のみ）及び小論文

選択科目 数学Ⅰ、生物基礎又は農業と環境の中から一科目（いずれも基礎的

な学力を問うものであり、各科目共通した計算問題を含む。）

3 一般入学後期

(1) 試験期日

平成二十九年一月二十五日（水曜日）午前九時三十分から午後四時三十分まで

(2) 試験場所

農業大学校

(3) 試験科目

筆記試験及び面接

(4) 筆記試験科目

必須科目 国語総合（現代文のみ）及び小論文

選択科目 数学Ⅰ、生物基礎又は農業と環境の中から一科目（いずれも基礎的

な学力を問うものであり、各科目共通した計算問題を含む。）

(5) 推薦入学試験及び一般入学前期試験の合格状況によっては実施しないことがある。

五 合格発表

1 推薦入学

平成二十八年十月五日（水曜日）午前十時頃

（農業大学校及び農業大学校のホームページに掲載するとともに、本人に通知する。）

2 一般入学前期

平成二十八年十一月二十四日（木曜日）午前十時頃

（農業大学校及び農業大学校のホームページに掲載するとともに、本人に通知する。）

3 一般入学後期

平成二十九年二月三日（金曜日）午前十時頃

（農業大学校及び農業大学校のホームページに掲載するとともに、本人に通知する。）

六 その他

1 修業年限 二年

2 入学志願手続その他についての問い合わせ先

農業大学校

電話（〇八六）九五五―〇五五〇

平成28年4月15日 岡山県公報 第11778号

〔一五三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

宗津西町5番川（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

平成二十八年四月十五日から同年五月六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

平成28年4月15日 岡山県公報 第11778号

〔一五四〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十八年四月十五日

地区名

里山田上

工種

用水路・暗渠排水

岡山県知事

伊原木

隆太

完了年月日

二八・三・三〇

〔二五五〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局苦田ダム管理所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山県苦田郡鏡野町地先から岡山県津山市地先
測量の種類	公共測量・数値撮影（デジタル）、航空レーザ測量、写真地図作成
終了年月日	平成二十八年三月三十一日

〔一五六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野市胸上地区、 番田地区	測量区域	
公共測量（地図作成業務）	測量の種類	
平成二十八年三月三十一日	終了年月日	

〔一五七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により津山市から津山広域都市計画汚物処理場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画汚物処理場

二 都市計画の変更年月日

平成二十八年三月三十一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、津山市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成28年4月15日 岡山県公報 第11778号

〔二五八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
岡山県指令美作局 建第六〇〇〇号 平成二十八年四月 五日	真庭市久世字サラエ二四六五番一、 二四六八番四	六・〇三	三三・四七

〔二五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町小矢田字大坪一五―三、一五―四、一六―六、一七―一、一七―七、
一七―九、字木ノ黒二〇―二、字大坪一五―三地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区江崎七〇六一

株式会社岡田商運

代表取締役 岡田 好美

三 許可番号

岡山県指令建指第二七八号

〔一六〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市綾部字高杉一八七五―八、一八九二―七、一九二九―六、字高杉西小谷一八九六―二、字甚五郎谷一九〇七―三、一九〇七―四、一九〇九―二、一九〇九―四、一九一〇―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市綾部一八九二―七
株式会社東海合金製作所
代表取締役 松本 秀彦

三 許可番号

岡山県指令建指第二三六号

〔二六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十八年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田郡勝央町小矢田字大坪一五―三、一五―四、一六―六、一七―一、一七―七、
一七―九、字木ノ黒二〇―二、字大坪一五―三地先道

二 公共施設の種別

防火水槽

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において
閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区江崎七〇六一

株式会社岡田商運

代表取締役 岡田 好美

五 許可番号

岡山県指令建指第二七八号

◎岡山県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、
浄水ケークの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十八年四月十五日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

一 委託した事務の内容

浄水ケークの販売代金に係る収納の事務

二 委託を受けた者の所在地及び名称

倉敷市真備町市場二八七二一七

泉興産株式会社

三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二一三 岡山県企業局西之浦浄水場内

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇 岡山県企業局鶴新田浄水場内

四 委託の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで